

令和8年度第1回函館市男女共同参画審議会会議録（要旨）

1 開催日時 令和8年5月15日（金）午後6時00分から午後7時10分

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席者

（1）委員9人（五十音順，（）内は所属団体等）

荒木委員（函館弁護士会）

石川委員（函館市小学校長会）

泉委員（公募）

海原委員（連合北海道函館地区連合会）

大宮委員（北海道渡島総合振興局）

木村委員（北海道教育大学教育学部函館校）

齊藤委員（北海道高等学校長協会道南支部）

佐々木委員（函館市女性会議）

藺委員（公募）

欠席：塗委員（函館行政監視行政相談センター）

永井委員（（公社）函館法人会青年部会）

服部委員（函館商工会議所）

（2）事務局7人

宮田市民部長，東出市民部次長，山下市民・男女共同参画課長，
關主査，三上主査，工藤主事 ほか

（3）傍聴者0名（報道機関2社）

4 議題 （1）会長・副会長の選任について

（2）令和7年度男女共同参画に関する苦情処理状況について

（3）令和8年度男女共同参画に関する施策の概要について

（4）男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について

1. 開会

○事務局：条例施行規則第12条第7項の規定により会議が成立していることを報告する。

2. 市民部長あいさつ

○市民部長：(あいさつ)

3. 議事

(1) 会長および副会長の選任について

○事務局：本審議会では男女共同参画推進条例施行規則第12条第3項により会長が進行を務めることとなるが、現在会長が未決定であるため、会長が決定するまでの間、市民部長が進行する。

○市民部長：議事1「会長および副会長の選任」について、規則では委員の互選となっている。推薦等があるか。

○委員：事務局に一任する。

○市民部長：事務局に一任するとの提案があったが、異議はないか。

○委員：異議なし。

○事務局：会長に北海道教育大学函館校キャンパス長の木村委員、副会長に北海道高等学校長協会道南支部の齊藤委員を提案する。

○委員：異議なし。

○市民部長：異議なしという声を受け、改めて承認を得るため拍手により確認したい。

○委員：(拍手)

○市民部長：会長と副会長が決定したので、会長から挨拶をいただき、今後の議事進行を会長に委ねる。

○木村会長：会長に指名いただいた木村である。丁寧に務めるので、よろしくお願いする。

(2) 令和7年度男女共同参画に関する苦情処理状況について

(3) 令和8年度男女共同参画に関する施策の概要について

○木村会長：会議次第の3「議事」(2)「令和7年度男女共同参画に関する苦情処理状況について」、(3)「令和8年度男女共同参画に関する施策の概要について」、事務局から一括して報告を願う。

○事務局：※資料2、資料3に基づき説明

○木村会長：ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

○泉委員：前年度の活動状況について確認したい。

苦情処理が0件であったことは、喜ばしいと単純に捉えるのではなく、そもそも認知されていないのではないかと、また現在メール中心の受付ではアクセスしづらい設計ではないかと感じる。

10番の女性人材リストの設置について、市民の方に紹介いただき自身も登録しているが、登録者が35名にとどまり広がっていない印象がある。3月のワークショップでは活躍する女性が多くいると実感したので、例えばイベント等とセットで登録を促す流れを取ると良い。

11番のアドバイザー派遣について実績が伴っていない。制度の入口として社労士を派遣するのは良いが、キャリアコンサルタントとして伴走支援を行う立場から、入口だけの設計では運用が難しいと考える。例えばAI導入による業務負担軽減など、キャッチーな入口を作ると良い。ワーク・ライフ・バランスだけでは訴求力が弱いと感じる。

○木村会長：主に三点である。苦情処理0件への考え方、女性人材リストの登録状況の緩やかさ、ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業についての提案を含む意見であった。現在の見解を説明いただきたい。

○事務局：苦情等の申し出は毎年0件が続いている。他の窓口が機能している面もあるが、市として設置している以上、より周知・啓発をして活動につなげたい。女性人材リストについても数が増えていない状況であり、今後の啓発に努める。ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業については、令和7年度は企業等が0回、高等教育機関等2校に3回実施しており、企業等を含めさらなる活用を進めていきたい。

○泉委員：苦情処理と女性人材リストの啓発を推進するという表現は漠然としており、具体的な言葉がなかった。アドバイザー派遣についても具体的に踏み込んでほしい。制度があっても導入しにくいのではないかと。先に提案したDXとの掛け算に加え、キャリアコンサルタントが国家資格となり、有資格者によるキャリアコンサルティングを事業に組み込むことが一般化している。伴走支援をセットにした制度設計の見直しを検討してはどうか。

○木村会長：制度を作って活用されないのではなく、うまく機能させるためのアイデアをどのように検討していくかが課題である。10番の女性人材リストについては、登録者を増やす際に、なぜ登録に至らないのか、登録のしにくさを探ることも重要である。そうした理由を拾い上げる術があると良い。他の委員から意見はあるか。今後も忌憚なく意見をいただきたい。

○事務局：指摘のとおりである。利用が思うように進まない状況があり、いただいた意見を参考に、何ができるか、どうすれば広がるかを考えていく。

(4) 男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について

○木村会長：議事4「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について」、事務局から説明を願う。

○事務局：※資料3に基づき説明

○木村会長：議題4について、質問・意見はあるか。

○泉委員：回答負荷を考え、意識が浸透している項目を圧縮するなどの工夫が見られ、尽力されていると受け取った。一方で、本調査は5年ぶりであり、ジェンダーギャップ解消プロジェクトへの活用を踏まえ、定点観測と施策への落とし込みの両面で活かせる調査になると良い。調査内容はどちらかというと「働きやすさ」の設計に寄っており、「働きがい」の視点が弱いと感じる。

自身は大学入学で函館を出た後、25年を経てUターンした。キャリアコンサルタントとして日々求人を確認している中で、魅力的な企業や求人はあるが、事業者が具体的なキャリアパスを設計できていないのではないかと考える。例えば30歳でどの程度の給料が得られ、女性がどの程度活躍できるのかが示せていない。「働きがい」の部分具体的な選択肢で示し、市民向けと事業者向けの調査双方で答え合わせをすることでギャップを測り、「働きがい」を見えるようにする設計を検討してはどうか。また、本日の委員は教育現場に携わる方が多い印象であり、出口にあたる立場の方が欠席していることが気になる。キャリアパスが設計されていないという点は、商工会議所の知人もSNSで発信しており、同感である。

加えて、今年度の取り組みに関する意見として、学生がリサーチを行うことに違和感がある。学生はキャリアパスを高い解像度で設計することが難しく、通り一遍の調査項目やヒアリングになることが、ジェンダーギャップ解消につながるのか懸念がある。

○木村会長：事務局として今の論点についてはどうか。

○事務局：働きがいの面での質問が少ないという点については、設問を検討のうえ相談したい。学生による企業の実態調査について、この調査だけで学生が企業のジェンダーギャップ解消の改善策までたどり着くのは難しいという指摘はそのとおりである。学生を調査する側に選んだのは、函館の企業から学生の意識などを聞きたいという声があり、一方で学生も地元企業を知る機会がないという意見があったためである。若者の意見を聞くこと、企業の現状を知ること、これから就職先を選択する学生に考える機会を提供すること、そして市が企業と組んで取り組む姿を学生や企業に知ってもらうことを目的としている。この調査だけでジェンダーギャップの解消に繋がるとは思わないが、きっかけとして、函館市が取り組む姿を知ってもらうところから始めたいという趣旨である。

○木村会長：今の件でも他の切り口でも構わないが、他の委員から意見はあるか。質問文言についてはどうか。

○泉委員：推進プロジェクトへの活用までには至らない調査であることは理解した。一方で、推進プロジェクトを進める際は、市がある程度仮説を持って動いた方が良い。学生の調査に関して、自身の仮説は三点ある。キャリアパスの設計ができていない、あるいは伝わっていないこと。代替要員がいなくて休めないという風土・制度づくりの課題。こうした点に絞って学生のリサーチを行うと、より具体的で実効性のあるリサーチになると考える。

○木村会長：他の委員はいかがか。

○荒木委員：市民意識調査について質問する。新旧対照表の旧・問5や問7について、性別役割分担に対する意識の設問が削除されている。回答が8割から9割片方に集中しているという理由と思われるが、そうした定点観測的な質問を削除して良いのか。残る1割から2割の方はそうではないということであり、今後意識が変化する可能性もあるので、続けるのが良いのではないか。あるいは問3の「男は仕事、女は家庭」という考え方にすべて集約されるため細部を削除したということであれば理解できる。

もう一点、市民意識調査のR8問17「DV等に対する悩みを相談できる窓口の認知度」について、選択肢の「法テラス」は国の機関であり、一定の収入・財産要件を満たす方に低額または無料で法的サービスを提供する仕組みである。要件を満たさない方は相談できないため、市内の法律事務所や弁護士会の相談会、市民相談などもある中で、法テラスだけが入っているのは公的機関だからという理由か。

○事務局：これは困難な問題を抱える女性を支援する、子ども未来部所管の機関であり、現在協力いただいている相談窓口を掲載している。

○木村会長：参考までに、法テラス以外に相談している方が選びようがない場合が出てくるかもしれないので、「その他」を含めることも検討してはどうか。

○事務局：「その他」として自由記載欄を設けることも検討できる。

○荒木委員：市が紹介する相談窓口をどの程度知っているかを調べる意図であればこれで良いが、他の窓口も紹介したいのであれば、より多くの窓口を記載する必要がある。次の問18が実際の相談先を問う項目で、警察、弁護士、医師が載っているが、前の質問との関連が分かりにくい。問17が市の紹介窓口の認知度を調べる趣旨であれば理解できる。

○木村会長：調査の目的、なぜ質問しているかが分かりやすくなると良い。問17の質問文の説明に「函館市で」などと入れる工夫の余地があるのではないか。

○事務局：指摘のとおりである。紹介窓口の認知度調査になるので、聞き方や文言を工夫して考えたい。

○木村会長：その他、質問項目や内容について意見・質問はあるか。

○泉委員：市民向け調査の性別を問う設問で「男女」以外の回答も用意されていると思うが、調査レポートとしてまとめる場合、クロス集計ではどのように処理されるのか。冒頭で「その他」の性別を選んだ方の扱いや、答えにくい質問があるのではないか。

○事務局：男性、女性、その他の性別でそれぞれ集計し、3通りの項目でクロス集計を行う。

○泉委員：例えば「家事は男性がやるものだ」といった質問には「その他」の考えは入らず、定点調査として細かく変えないスタンスということか。

○事務局：そのとおりである。

○泉委員：意識的にそうしているのであれば納得できる。

○木村会長：その他，質問項目，内容について意見はあるか。

文言の表現の工夫も含め，調整や再検討が必要なものが出てきた。これらは本日の意見を踏まえ，審議会としての意見を取りまとめる必要がある。十分な議論が必要な場合は，事務局と会長・副会長で整理し，提示する形で進めてよいか。

○委員：（異議なし）

○木村会長：委員から改めて気づいた点があれば，５月２２日を目処に事務局まで連絡いただきたい。用意した議事は以上である。

4. 閉会

○事務局：会長に礼を述べる。連絡事項として，次回会議は意識調査の中間報告および基本計画の進捗状況（前年度計画の実施状況）の報告などを予定している。時期は９月頃を想定しており，近づいた際に日程調整を行う。

以上をもって令和８年度第１回函館市男女共同参画審議会を終了する。